

エルピオでんき定義書
【四国電力エリア】

株式会社エルピオ

目次

第1条 (適用)	3
第2条 (契約種別)	3
第3条 (契約詳細)	3
第4条 (本定義書の変更および廃止)	8

別表

1 (燃料費調整)	9
2 (サービス料)	11
3 (容量拠出金)	12

I 本則

第1条 (適用)

- (1) このエルピオでんき定義書（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の、エルピオでんき契約約款（以下、「でんき契約約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売りするときの料金、その他の需給条件を定めたものです。本定義書は、令和6年3月31日より実施いたします。
- (2) 本定義書はでんき契約約款と併せて適用します。
- (3) 本定義書は四国電力株式会社の供給区域内の需要場所に適用します。

第2条 (契約種別)

契約種別は以下のとおりとします。

需要区分	契約種別
電灯需要	四国スマートダイレクトプラン

第3条 (契約詳細)

(1) 四国スマートダイレクトプラン

イ 適用範囲

当社との契約または、設備変更の申出時の契約容量、もしくは最大需要容量が原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。また、需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流、契約容量

① 契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

② 契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の

算定方法により算定された値とします。それに際しまして、お客さまには契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電事業者は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

二 料金

料金は、最低月額料金、電源料金、固定従量料金およびでんき契約約款別表 1（再生エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および別表 3（容量拠出金相当額）によって算定された容量拠出金相当額を加えたものの合計といたします。

① 最低月額料金

最低月額料金は、1月につき次の通りといたします。ただし、契約電流 15 アンペアの場合は、契約電流 10 アンペアの 1.5 倍といたします。

契約電流 10 アンペアまたは契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	0.00 円
------------------------------------	--------

② 電源料金

電源料金は、その 1 月の使用電力量（計量器が設置されていない、またはスマートメーターではない旧計器メーター、もしくはスマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていない場合は、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で案分したものを、30 分毎の電力使用量とみなします）に、電力エリアのエリアプライス(a)をエリア損失率(b)で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

【算定式】

お客様の 30 分毎の電力使用量
 $\times \{ \text{その 30 分毎のエリアプライス} \div (1 - \text{エリア損失率}) \times 1.1 (\text{消費税等相当額}) \}$

(a) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場における 30 分毎の関西エリア エリアプライスを指します。算出に用いるエリアプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

(b) 損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する損失率に基づき、電源料金が計算されるものとします。

四国電力管内 損失率	8.1%
------------	------

③ 固定従量料金

固定従量料金は、各エリアの当該一般配送電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した託送費と、別表2（サービス料）によって算定されたサービス料に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する託送費に基づき、固定従量料金が計算されるものとなります。

託送費	10.41 円
-----	---------

第4条（本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、でんき契約約款第4条（本約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定の期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止に伴い、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前書面の交付および契約締結後書面の交付を行う場合は、でんき契約約款第4条（本約款の変更）第3項および第4項に準じます。

別表

別表 1 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットルあたりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

(ロ) 1 キロリットルあたりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および (2) ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

別表2（サービス料）

サービス料は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	5.5 円
-------------	-------

別表3（容量拠出金相当額）

（1）容量拠出金相当額の算定

容量拠出金相当額は、当社が定める容量拠出金相当額単価に該当する使用電力量を乗じた金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、容量拠出金相当単価は、ホームページに掲示する方法により定期的に公表します。

容量拠出金相当額＝容量拠出金相当単価 × 電力使用量

（2）容量拠出金相当額の適用

容量拠出金相当額算定式および容量拠出金相当単価は定期的に改定することがあります。この場合、ホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。